

※処理事項	発行年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	----	------	-----------	------	------

受付印

令和 年 月 日	法人番号	この申告の基礎 の修正・更正 決定による。	申告年月日
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)	事業種目	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)
(ふりがな) 法人名		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
(ふりがな) 代表者名	(ふりがな) 経理責任者名	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	期末現在の 資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は
道庁特別法人事業税の中間確定申告書

業 税	摘 要	課 税 標 準	税率(100)	税 額	(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によっ て計算した法人税額	①	兆 十 億 百 万 千 円
所得割	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				試験研究費の額等に係る 法人税額の特別控除額	②	
	所得金額総額 別表5③	28			還付法人税額等の控除額	③	
	年400万円以下の金額	29	000	00	退職年金等積立金に係る 法人税額	④	
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	30	000	00	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④	⑤	000
	年800万円を超える 金額	31	000	00	2以上の道府県に事務所又は事業所 を有する法人における課税標準とな る法人税額又は個別帰属法人税額	⑥	000
	計 29+30+31	32	000	00	法人税割額 (⑤又は⑥×100)	⑦	
	軽減税率不適用法人 の金額	33	000	00	道府県民税の特定寄附金 税額控除額	⑧	
	付加価値額総額	34			税額控除超過額相当額の 加算額	⑨	
	付加価値額	35	000	00	外国関係会社等に係る控除対象所得額等相当額 又は個別控除対象所得額等相当額の控除額	⑩	
	資本金等の額総額	36			外国の法人税等の額の控 除額	⑪	
	資本金等の額	37	000	00	仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑫	
収入割	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	⑬	00
	収入金額総額	38			既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑭	00
収入割	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額	⑮	
	所得金額総額 別表5③	40			この申告により納付すべき法 人税割額 ⑬-⑭-⑮	⑯	00
所得割	所得金額	41	000	00	算定期間中において事務所 等を有していた月数	⑰	月
付加価値割	付加価値額総額	42			均 等 割 額 円× $\frac{⑰}{12}$	⑱	兆 十 億 百 万 千 円
	付加価値額	43	000	00	既に納付の確定した当期 分の均等割額	⑲	00
資本割	資本金等の額総額	44			この申告により納付 すべき均等割額 ⑱-⑲	⑳	00
	資本金等の額	45	000	00	この申告により納付すべ き道府県民税額 ⑱+⑳	㉑	00
収入割	収入金額総額	46			⑳のうち見込納付額	㉒	
	収入金額	47	000	00	差 引 ㉑-㉒	㉓	
付加価値割	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				特別区分の課税標準 額	㉔	000
	付加価値額総額	48			東 京 都 の ⑦ 申 告 計 算 に 対 する 税 額 ②×100	㉕	
	付加価値額	49	000	00	市町村分の課税標準 額	㉖	000
	資本金等の額総額	50			同上に対する税額 ②×100	㉗	
資本割	資本金等の額	51	000	00	法人税の期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額		兆 十 億 百 万 千 円
	収入金額総額	52			法人税の当期の確定税額又は 連結法人税個別帰属支払額		
収入割	収入金額	53	000	00	決 算 確 定 の 日		
	合計事業税額(⑳又は㉓)+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞	54		00	解 散 の 日		
事業税の特定 寄附金税額控除額	55			仮装経理に基づく 事業税額の控除額	56		
差引事業税額 55-56-57	57	00	00	既に前付の確定した 当期分の事業税額	58	00	
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	59			この申告により前付 すべき事業税額55-58	60	00	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別 所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55))	61			法人税の申告書の種類	青色・その他		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	62			この申告が中間申告の場合の計算期間			
還 付 請 求 中 間 納 付 額	63			翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無

第六号様式(その3) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

署 名
関与税理士

(電話)

還付を受けようとする
金融機関及び支払方法

銀行 支店

口座番号(普通・当座)

(特別法人事業税)

		事業年度	・	・	法人名																			
(事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦7	兆	十億	百万	千	円	00											
	所得割	⑥4	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑥5	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (⑦7× / 100)	⑦8	兆	十億	百万	千	円	00
	資本割	⑥6	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑥7	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦9	兆	十億	百万	千	円	00
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					同上に対する特別法人事業税額 (⑦9× / 100)	⑧0	兆	十億	百万	千	円	00											
	所得割	⑥8	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑥9	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧1	兆	十億	百万	千	円	00
	資本割	⑦0	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑦1	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (⑧1× / 100)	⑧2	兆	十億	百万	千	円	00
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧3	兆	十億	百万	千	円	00											
						同上に対する特別法人事業税額 (⑧3× / 100)	⑧4	兆	十億	百万	千	円	00											
	資本割	⑦3	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑦4	兆	十億	百万	千	円	00	合計特別法人事業税額 (⑦8+⑧0+⑧2+⑧4)	⑧5	兆	十億	百万	千	円	00
	⑧0のうち見込納付額	⑦5	兆	十億	百万	千	円		差引	⑦6	兆	十億	百万	千	円		仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	⑧6	兆	十億	百万	千	円	
						差引特別法人事業税額 ⑧5-⑧6	⑧7	兆	十億	百万	千	円	00											
						既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	⑧8	兆	十億	百万	千	円	00											
						租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑧9	兆	十億	百万	千	円												
						この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑧7-⑧8-⑧9	⑨0	兆	十億	百万	千	円	00											
						⑨0のうち見込納付額	⑨1	兆	十億	百万	千	円												
					差引 ⑨0-⑨1	⑨2	兆	十億	百万	千	円													

⑧0の内訳